

平成28年度（2016）

神石高原町

保育所入所のしおり

- 神石高原町保育基本方針
- 認定申請できる児童
（保育の認定区分・有効期間・認定変更）
- 入所の手続き
- 退所及び転所
- 入所に必要な書類
- 保育料について
- 保育料の決定通知の時期
- 保育料の支払方法について
- 保育料徴収基準額表
- 入所承諾後に必要な書類
- 入所式前の預かりについて
- 昼食等について
- 保育所と保護者の連絡について
- 保護者会について
- 健康診断等について
- 保育所入所時の児童災害共済について
- 保育所のご利用に際し留意していただきたいこと
- 保育内容に関する相談・苦情について
- 一時預かり事業について
- 保育所開放について
- 公立保育所等一覧
- 神石高原町保育所等位置図



【申請書類様式】

- 保育所位置図
- 入所申込書（「支給認定申請及び保育所等入所申込書」）
- 支給認定（変更）申請書
- 就労申告書（自営・内職・農業などの従事者用）
- 申立書（妊娠出産・病気・その他の要件）
- 申立書（求職活動要件）
- 介護状況確認書

〒720-1522 広島県神石郡神石高原町小畠2025番地
神石高原町役場 福祉課 厚生係 ☎（0847）89-3335

神石高原町保育基本方針

子どもの最善の利益を尊重し、養護と教育を一体とした保育を通して、豊かな感性と人間性をもった心身ともに伸びやかな子どもの育成をめざします。

【保育目標】

- 1 十分に養護の行き届いた環境のもと、くつろいだ雰囲気の中で、子どもの欲求を満ちし、生命の保持及び情緒の安定をはかります。
- 2 健康で安全な生活の仕方を身につけていきます。
- 3 人とのかかわりの中で、愛情と信頼感を深め、人権を大切にする心を育てていきます。
- 4 生命、自然及び社会の事象について興味や関心を育て、それらに対する豊かな心情や思考力の芽生えを培っていきます。
- 5 生活やあそびの中で言葉への興味や関心を育て、言葉の豊かさを養っていきます。
- 6 さまざまな体験を通して、豊かな感性や表現力を育て、創造性の芽生えを培っていきます。



保育所での食事と食育

保育所では、友だちや保育者といっしょに楽しく食事をすることによって、食事のマナーや後片付けなど望ましい食習慣を身につけ、栄養や健康についての興味や関心を育てています。

1. 健康な体をつくるための献立について配慮しています。
 - 旬の食材や地場産物をできるだけ多く取り入れ、バランスのとれた食事内容を目指しています。
 - 加工食品をなるべく使わず、手作りの食事を心がけています。
 - 日本の昔ながらの食事や地域産品を使って、「食育」に取り組み、子どもたちに食文化を伝えます。
2. 望ましい食習慣を目指します。
 - 楽しく食事をしながら多くの食品に慣れ、あいさつや正しい姿勢などが身につくように援助していきます。
3. 実体験の中で豊かな心を育てていきます。
 - 菜園や地域の農地での活動を通じて、食べ物への感謝や大切さを学びます。
4. 食物アレルギーへの対応
 - アレルギーの原因食品を除去する必要がある場合には、医師の診断、指示書に基づいて食事内容を変更します。
 - アレルギーの原因食品を除いてできるだけ代替食を実施します。
 - 必ず入所前に相談してください。

認定申請できる児童

- 1 保護者が神石高原町に居住している世帯の児童
- 2 保護者のいずれもが次の認定要件に該当すること

認 定 要 件		認 定 要 件 内 容 説 明
1	就 労	居 宅 外 保護者が居宅外で働いているとき（町長が認める時間※以上の就労が認められる場合）。
		居 宅 内 保護者が児童と離れて日常の家事以外の仕事を居宅内でしているとき（町長が認める時間※以上の就労が認められる場合）。
2	産 前 産 後	母親が妊娠中又は出産後間がないとき。
3	病 気 ・ 障 害 な ど	保護者が病気などの状態にあるか、又は障害があるとき。
4	病 気 の 家 族 の 介 護	家族に病気又は障害がある方がいるため、保護者が長期にわたりその介護をしているとき。
5	家庭の災害（被災）等	震災・風水害、火災その他の災害復旧にあたっているとき。
6	求 職 活 動	求職活動を継続的に行っているとき。
7	就 学 ・ 職 業 訓 練	専修学校、各種学校に在学又は職業訓練を受けているとき。
8	虐待・DVのおそれ	社会的擁護を必要とするとき。
9	そ の 他	前号に類する家庭での保育が困難な状況として町長が認める状態にあるとき。

※ 町長が定める就労の下限時間は48時間/月です。（国が定める最も少ない時間となります。）

保育の認定区分

施設（保育所）の利用にあたり、入所申込みで保育の必要が認められる場合は、次のとおり保育の支給認定を行います。保育所等の入所申請と併せて支給認定申請が必要です。認定は次の区分に分かれます。

認定区分	利 用 施 設	利用形態（※注1）
2号認定（満3歳以上）	保育所・認定こども園（保育部分）	保育標準時間 保育短時間
3号認定（満3歳未満）	保育所・認定こども園（保育部分）・小規模保育事業所等	保育標準時間 保育短時間

※入所審査の結果と併せて支給認定証を送付します。施設の利用には、この支給認定証が必要となりますので、紛失しないように大切に保管してください。

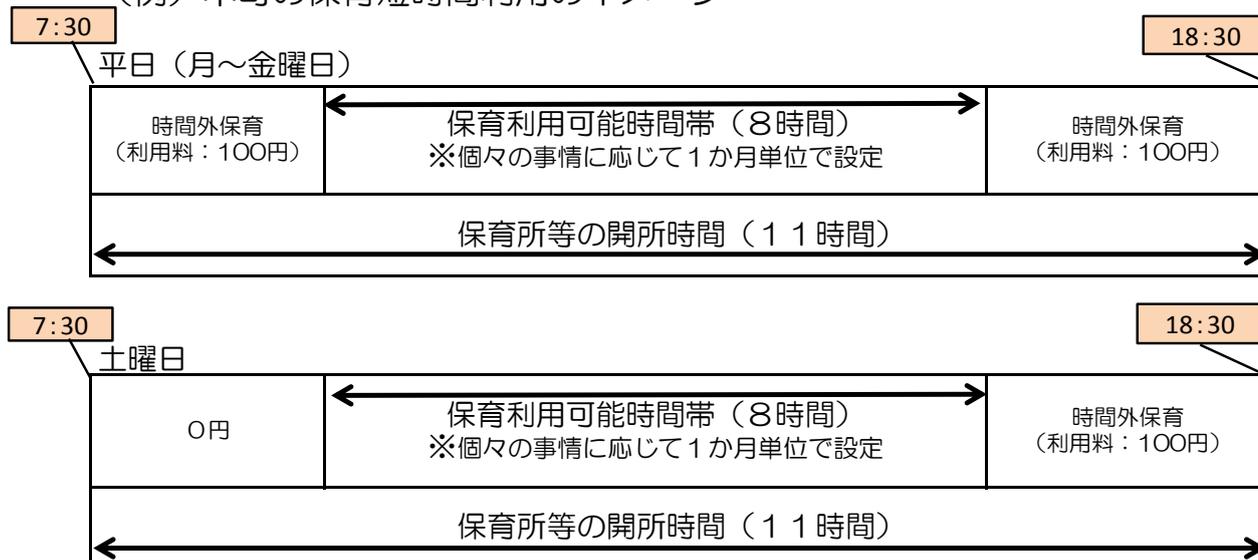
※満3歳以上の子どもで保育を必要としない場合は、認定区分「1号」とし、幼稚園又は認定こども園（幼児教育）の利用ができます。（各園での申込みとなります。）

（注1）保護者の保育必要量に応じて、次のとおり保育所の利用可能時間が2区分となります。

利 用 形 態	保 護 者 の 認 定 要 件		利 用 可 能 時 間
	就労、介護、看護、就学 就労等時間/月	左記以外	
保 育 標 準 時 間	1 2 0 時 間 程 度 以 上	産前・産後、病気・障害、 災害、虐待・DVのおそれ	1 1 時 間
保 育 短 時 間	4 8 時 間 以 上 1 2 0 時 間 程 度 未 満	求職活動	8 時 間

※利用可能時間を超えて保育所等を利用する場合は、保育料とは別に時間外保育料の負担が必要です。

(例) 本町の保育短時間利用のイメージ



認定有効期間

- 1 保育の認定有効期間（入所承諾期間）は、保育所等認定要件により決定します。但し、認定有効期間満了時において、更に認定要件に該当する場合は、認定期間を更新できることがあります。
- 2 次の認定要件により入所される児童の認定有効期間は、効力発生日から次の期間のとおりです。
 - ①産前・産後・・・・・・・・産前：申請時点で母子手帳の交付を受けていること。
産後：出産日から1年を経過していないこと。
 - ②求職活動・・・・・・・・施設利用開始日から6か月以内とすること。
 - ③就学・職業訓練・・・・・・・・卒業予定日又は終了予定日の属する月の末日までの期間
 - ④就労予定・・・・・・・・年度内

認定変更

入所申込み後に父母の認定要件等が変更になる場合は、認定変更が必要です。要件の確認できる書類を速やかに提出してください。

（就労予定（求職中）で提出された場合は、就労開始後（就職後）に就労証明書の提出が必要となります。

入所の手続き

4月1日以降の入所申込み

受付期間 平成28年1月14日（木）～2月1日（月）
8：30～17：15まで受付【土・日曜日を除く】
※ただし、各保育所においては、土曜日も受付けております。
申込先： 入所希望の保育所 又は 役場本庁福祉課 へお願いします。

審査の結果等 入所承諾（不承諾）通知書及び認定証は3月に郵送します。
※支給認定を受けても利用調整の結果入所不承諾になることもあります。
※認定要件に該当しない場合又は認定要件書類の提出をいただけない場合は、
入所できません。

年度途中の入所

年度途中の入所は随時受け付けています。

年度途中の入所の申込み
入所希望の保育所・役場福祉課で随時受付しております。
年度途中での入所を希望される方は、できるだけ、入所希望日の20日前までにお申込みください。
ただし、保育所の入所状況や行事などにより、希望される日からの入所ができないことがありますので、あらかじめご了承ください。

神石高原町以外の保育所の利用を希望される場合

里帰り出産等の理由で神石高原町以外の保育所を利用されたい場合については、役場福祉課にご相談ください。所在地の市町村と協議し広域入所による保育ができる場合があります。

希望される保育所の入所については、神石高原町や希望される保育所の所在する各市町村、希望される保育所等の受入要件がありますので、ご希望に沿えない場合もあります。

神石高原町以外にお住まいの方で神石高原町の保育所の利用を希望される場合

里帰り出産等の一時的な理由で神石高原町の保育所の利用を希望される場合については、お住まいの市役所又は役場の保育所担当部署にご相談ください。お住まいの市町村と神石高原町が協議し広域入所による保育ができる場合があります。入所申込みはお住まいの市町村に提出いただくこととなります。

また、転入予定者の方については、入所を希望する理由欄に転入予定日をご記入いただき、事前にご提出いただくことも可能ですのでお問合せください。（住民税額の証明書を保護者全員分を添付していただく必要があります。）

退所及び転所

保育所を退所される場合は「退所届」の提出及び「支給認定証」の返却が必要です。また、町内の別の保育所に転所（保育所変更）を希望される場合は、「申立書」の提出をお願いします。

様式は各保育所にあります。

入所に必要な書類

入所の申込みには次の書類が必要です。

必ず必要となる書類

- ①支給認定申請及び保育所入所申込書（児童1人につき1枚）
- ②保護者が保育することができない状況を証明するための書類など

※保護者それぞれについて、次の認定要件に該当する書類を提出してください。

認定要件		様式名	摘要
就 労	被 雇 用 者	就労証明書 (別紙様式1)	・勤務先で証明を受けてください。 ・就労予定の場合も勤務予定先で証明を受けてください。
	自営・内職・農業等	就労申告書 (別紙様式2)	・就労状況を記入し、該当者の名前で申告してください。
産 前 ・ 産 後	申立書 (別紙様式3)		・産前・・・母子手帳の出産予定日のわかるページのコピー ・産後・・・母子手帳の出生届出済証明のページのコピー (保育を希望される児童以外のものです。)
病 気 ・ 障 害 な ど			・病気の場合・・・診断書等 ・障害の場合・・・身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のコピー
家 庭 な ど の 災 害			・被災証明書等
就 学 ・ 職 業 訓 練			・在学証明書など（在学期間・時間等が記載されたもの）
虐 待 ・ D V の お そ れ			・神石高原町福祉課にお問合せください。
そ の 他			・保育できないことを証明する書類
求 職 活 動			申立書 (別紙様式4)
家 族 の 看 護 , 介 護	介護状況確認書 (別紙様式5)	・介護保険証の認定状況のコピー ・身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳等を所持する方を介護している場合は、その方の身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳のコピー、介護を要すると認められる書類	

※ 兄弟姉妹が同時に入所申込みをする場合（新規入所と継続入所の場合も含む）は、申込み児童ごとにそれぞれ添付書類を提出してください。（添付書類は原本1部と2人目以降はコピーで構いません。）

※ 書類が不備の場合は、認定及び入所審査ができません（入所不承諾となる場合があります。）のでご注意ください。（その他必要な書類が不足している場合も認定又は入所審査に支障をきたす場合があります。）

※ 当月末日までに提出された就労証明書等により、支給認定（保育時間等）が変更になった場合は、提出月の翌月1日から適用し、保育料も変更します。（提出が間に合わない場合は、翌々月の適用となりますので、就労状況等が変更となる場合は速やかに必要書類をご提出ください。）

【平成27年1月2日以降に神石高原町に転入され、新規に入所申込をされる場合】

保護者の平成27年度所得課税証明書（所得金額、控除内訳の記載のあるもの）
※平成27年1月1日に住所のあった市町村に請求してください。

上記に加えて平成28年度所得課税証明書（所得金額、控除内訳の記載のあるもの）も必要です。
（平成27年1月1日に住所があった市町村に6月以降にお問合せください。）

※平成28年度住民税が決定していない場合は、必ず平成28年1月1日現在の住民登録地の市町村での市町村民税申告が必要です。市町村民税申告書の控えのコピーを提出してください。

保育料について

保育料は、保育サービスを利用するために必要な費用です。家計に与える影響を考慮して、保護者の収入状況等に応じて負担をしていただきます。これらの費用が保育所等で日々の保育を行うために必要な経費の一部となります。皆様のご理解とご協力をお願いします。

決定方法	保育所・認定こども園・地域型保育事業の保育料は同じ計算方法で決定します。		
	年 令 区 分	年齢は年度当初の前日（3月31日）時点の児童の満年齢で区分をします。年度内は誕生日を迎えても保育料の年齢区分は変わりません。 （例）3歳：平成24年4月2日～平成25年4月1日生まれ	
	階 層 区 分	支給認定保護者又は扶養義務者の市町村民税の合計額により保育料を決定します。 4月～8月：平成27年度市町村民税額 9月～3月：平成28年度市町村民税額 ※祖父母等と同一住居に居住し、祖父母等が児童又は保護者を扶養している場合は、祖父母等の課税額も含めて保育料を決定します。 ※課税額の算定に当たっては、住宅借入金等特別控除・住宅耐震改修等特別控除・配当控除・寄付金控除・外国税控除等は適用されません。これらの控除がなかった場合の税額となります。	
	保 育 必 要 量	支給認定を受けた保育必要量によって、保育料が異なります。 ※支給認定変更により保育必要量が変更になった場合は、変更の届出のあった翌月から保育料を変更します。 （保育の必要量の変更に伴う保育料の変更は遡及しません。）	
	兄弟姉妹の保育料	兄弟姉妹が同時に保育所に入所している場合の保育料は次のとおりとなります。また、小学校就学前の兄弟姉妹が、幼稚園・障害児通園施設等に入所し、又は児童発達支援若しくは医療型児童発達支援を利用している場合も保育料は次のとおりとなります。（町内保育所以外の施設で対象となる場合は、在園証明書等の提出をお願いします。）	
		最も年齢の高い子ども 全 額	次に年齢の高い子ども 半 額
	神石高原町独自の保育料の軽減 （平成22年度から）	神石高原町では、保護者の扶養している児童（18歳になった年の最初の3月31日までの児童）が3人以上いる場合、申請により第3子以降の保育料が半額となります。（国の基準で同時入所により半額となっている児童を除きます。）	

○決定通知の時期

【継続又は4月入所】

保育料決定通知は4～8月分を4月中旬に、9～3月分を9月中旬にお知らせする予定です。

【5月以降の入所】

年度の途中入所の場合は、入所月に随時お知らせします。5～8月の入所の場合は、4月入所と同様に9～3月分の通知を9月中旬にお知らせする予定です。

保育料の支払方法について

次の中から、希望の支払い方法を選ぶことができます。

- (1) 口座振替 保護者の希望される金融機関から毎月末に口座振替により納付
※町所定の「口座振替依頼書」（役場福祉課・各金融機関に用紙があります）を希望される金融機関に提出してください。
- (2) 窓口納付 毎月15日前後に発送する納入通知書で現金払い

◎保育料は、納付期限日を守ってお支払いください。

納付期限日・・・原則、当月末日（金融機関が定休日の場合は、翌営業日）
※12月分 12月28日（金融期間が定休日の場合は、翌営業日）

保育所等（2号・3号認定）
保育料徴収基準額表

平成27年度 保育料徴収基準額表

階層区分	世帯の課税状況		徴収基準額（月額）			
	平成27年度分 市町村民税額		保育短時間		保育標準時間	
			3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
第1階層	生活保護世帯		0	0	0	0
第2階層	市町村民税非課税		4,500	3,000	4,500	3,000
第3階層	均等割額のみ及び 所得割額48,600円未満		9,600	8,100	9,700	8,200
第4階層	48,600円	以上	12,000	10,500	12,300	10,800
	73,000円	未満				
第5階層	73,000円	以上	14,800	13,300	15,000	13,500
	97,000円	未満				
第6階層	97,000円	以上	18,100	16,700	18,500	17,000
	133,000円	未満				
第7階層	133,000円	以上	21,900	20,400	22,200	20,700
	169,000円	未満				
第8階層	169,000円	以上	25,700	22,800	26,300	23,300
	257,000円	未満				
第9階層	257,000円	以上	30,000	28,500	30,500	29,000
	301,000円	未満				
第10階層	301,000円	以上	39,400	31,400	40,000	32,100
	397,000円	未満				
第11階層	397,000円	以上	51,200	31,400	52,000	32,100

母子世帯等について

第2階層、第3階層に認定された世帯で、次の世帯の方は、次の表の保育料になります。

- ①母子及び父子並びに寡婦福祉法による母子世帯又は父子世帯
- ②身体障害者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者
又は特別児童扶養手当若しくは障害基礎年金を受けている方のいる世帯
- ③生活保護法による要保護者（世帯）として町長が認めた世帯

階層区分	徴収基準額（月額）			
	保育短時間		保育標準時間	
	3歳未満	3歳以上	3歳未満	3歳以上
第2階層	0	0	0	0
第3階層	8,600	7,100	8,700	7,200

※なお、月途中に入所、退所された児童の保育料は、日割りで計算します。
※3歳未満児は主食（米等）を含めた食事、3歳以上児は副食を主とした食事となっており、その費用は保育料に含まれています。

神石高原町では、平成26年度から3歳児以上の給食の主食（米）について、神石高原町独自の子育て支援の一環として保育所で提供しています。これによりこれまで保育料とは別に徴収しておりました米代等のご負担をいただくことはなくなりました。

入所承諾後に必要な書類

入所保育所に次の書類を提出してください。

- ① 保護者の連絡先を明確にするもの
- ② 児童の体調を確認するもの
- ③ 児童の生活習慣を知るもの

入所式前の預かりについて

4月1日から入所承諾をした児童については、入所式前であっても、必要に応じて保育を行いますので、保育所へご相談ください。

昼食等について

昼食・おやつ	保護者の方へは、前月末頃に翌月の献立表をお配りします。
アレルギー等への対応	使用する食材の中でアレルギーなど食べられないものがありましたら、事前にご相談ください。相談のうえ、除去するなどの対応を取ります。（医師の診断によるアレルギー検査結果が必要） 【例】卵、牛乳、そばなど
衛生管理等	その他の給食施設届を広島県東部保健所福山支所へ提出済です。水質検査を定期的実施しています。（いずみ保育所は毎月。その他の保育所は上水道を利用しているため定期的実施）調理師・保育士は定期的に健康診断・検査を行っています。

保育所と保護者の連絡について

- ① 入所児童の保育所での状況や家庭での状況をお互いに連絡しあうために、連絡帳を活用します。健康状態、食事、遊び、排便状況など子どもの様子を保育所側は記入しますので、保護者の方も家庭での様子をできるだけ詳しく記入してください。
- ② 月に1回程度保育所だよりを発行します。月の行事や共通連絡事項などをお知らせします。

保護者会について

各保育所単位で保護者会を組織されています。総会や役員会を通じて保育所からは必要事項をお知らせし、保護者の方のご意見もいただく場としています。

健康診断等について

- ① 健康診断 年2回（春・秋） 【内科・歯科】
- ② 身体測定 毎月1回

保育所入所時の児童災害共済について

保育所入所児童は、日本スポーツ振興センターの災害共済制度に全員加入します。掛金は全額町費で負担します。

保育所の管理下の災害によって、診療点数500点以上（健康保険証等使用しない場合の治療費5,000円分）の場合、自己負担された金額に対し給付金が支給されます。（保険外診療や交通費は対象となりません。）また、後遺障害が残った場合の見舞金の支給等もあります。

登所・降所中も対象になりますが、自動車搭乗中の事故については自動車損害賠償保険（自賠責）による補償との調整が必要となります。

保育所管理下での負傷で病院に係られた場合は、病院名や状況等、保育所までご連絡ください。給付金請求の事務手続きは、保育所で行います。医療機関の証明書（様式は保育所から渡します）と、領収書（写し）の提出をお願いします。

保育所のご利用に際し留意していただきたいこと

欠席する場合、又は登所の時間が遅れる場合	当日に欠席の連絡をする場合又は登所が遅れる場合は、8時30分までご連絡ください。
お迎えが遅れる場合、お迎えにこられる方について	お迎えが遅れる場合は、早めにご連絡ください。 お迎えが家族以外の場合は、職員に前もってご連絡ください。
毎朝の体温等の確認	登所前には必ず体温や健康状態等の確認を行ってください。
感染症について	麻しん（はしか）・百日咳・水ぼうそう・耳下腺炎（おたふくかぜ）・インフルエンザ等の感染症にかかった場合は、登所停止期間を経過してから登所してください。（医師に必ずご相談ください）
発熱のある場合について	熱が高い場合は、登所を控えてください。
投薬について	医療行為にあたるため、保育所では行えません。ただし、医師の処方を受けた薬に限り、医師の指示（与薬依頼表）に基づき行うことができます。医師にご相談のうえ、できるだけ朝夕ご家庭で対応できるようご協力をお願いします。
その他	保育料のほか、保護者に負担していただくものは、保護者会費と絵本代などです。必要に応じて徴収します。

保育内容に関する相談・苦情について

保育所での保育内容に関する相談や苦情の窓口は、次のとおりです。

① 各保育所 相談・苦情担当

	相談・苦情受付担当者 相談・苦情解決責任者
油木保育所	所長 地子給通子 電話 82-0906
とよまつ保育所	所長 宮田 満子 電話 84-2132
いずみ保育所	所長 妹尾まゆみ 電話 87-0099
こばたけ保育所	所長 内藤 康二 電話 85-2718
くるみ保育所	所長 竹中 秀文 電話 85-3329

② 町役場担当窓口

役場担当課	福祉課	
所在地	神石高原町小畠2025	電話 89-3335

③ 第三者委員

- 油木保育所・・・主任児童委員 横山典子
- とよまつ保育所・・・主任児童委員 笹部和枝
- いずみ保育所・・・主任児童委員 佐々井圭子
- こばたけ保育所・・・主任児童委員 山田多恵子
- くるみ保育所・・・主任児童委員 山田多恵子

子育てに関する相談について

子育ての悩みや不安など、困っていることや、気になることについても、お気軽にご相談ください。

一時預かり事業について

保護者の病気や出産などのために子どもを預けなければならないなど、一時的に家庭での保育が困難な場合や、育児疲れによる保護者の心理的・身体的な負担を軽減するために、保育所において児童一時的にお預かりします。

- 実施保育所 全保育所
- 利用料（27年度の場合）金額は変更することがあります。

区 分	3歳未満	3歳以上
1日（4時間を超える利用）	3,000円	2,000円
半日（4時間以内の利用）	1,500円	1,000円

兄弟姉妹で同日同時間帯を利用する場合は、最年長児が全額その他の児童は半額です。
生活保護世帯は無料です。
利用児童の4月1日満年齢の年齢区分で利用料を決定します。

- 対象年齢 各保育所の受入可能な年齢です。
- 定員 各保育所の受入可能な人数の範囲内を原則とします。
- 利用可能時間 月～土（7：30～18：30）
※日曜・祝祭日・年末年始（12月29日～1月3日）は休所します。
- 利用申込み 利用したい日の3日前までに、利用する保育所へ申込書を提出してください。申込書は、各保育所に備え付けています。
- 町外在住の方でもご利用いただけます。

保育所開放について

これから入所されるお子様と保護者の方を対象に保育所を開放しています。

油木保育所	毎月第2木曜日	10:00～
とよまつ保育所	毎月第3金曜日	10:00～
いずみ保育所	毎月第3火曜日	10:00～
こばたけ保育所	毎月第4火曜日	10:00～
くるみ保育所	毎月第2水曜日	10:00～

※場合により日時を変更する場合がありますので、
ご不明の場合は、各保育所にお問い合わせください。

お子さまといっしょにご利用ください。

神石高原町保育所一覧

設置者の名称	神石高原町						
代表者氏名	町長 牧野雄光						
設置者の住所	広島県神石郡神石高原町小畠2025番地						
担当課	神石高原町福祉課						
電話番号	0847-89-3335						
保育所名	所在地 (電話番号)	定員	入所可能年齢	開所時間	休所日	障がいをお持ちの児童の保育	一時預かり保育
油木保育所	油木乙5029番地5 (☎0847-82-0906)	60名	満6か月～	7:30～ 18:30	日曜日 祝祭日 年末年始	○ (ご相談ください)	○
とよまつ保育所	下豊松661番地1 (☎0847-84-2132)	60名	満6か月～				
いずみ保育所	福永1502番地 (☎0847-87-0099)	45名	満1歳～				
こばたけ保育所	上2420番地 (☎0847-85-2718)	60名	満2歳～				
くるみ保育所	井関2696番地 (☎0847-85-3329)	45名	満2歳～				

油木保育所



とよまつ保育所



こばたけ保育所



くるみ保育所



いずみ保育所



